



第34回 日本眼科記者懇談会

2026.9.17

講演3.

動き始めた職域の健診制度改革 「働く人たちの目を守る眼底検査」

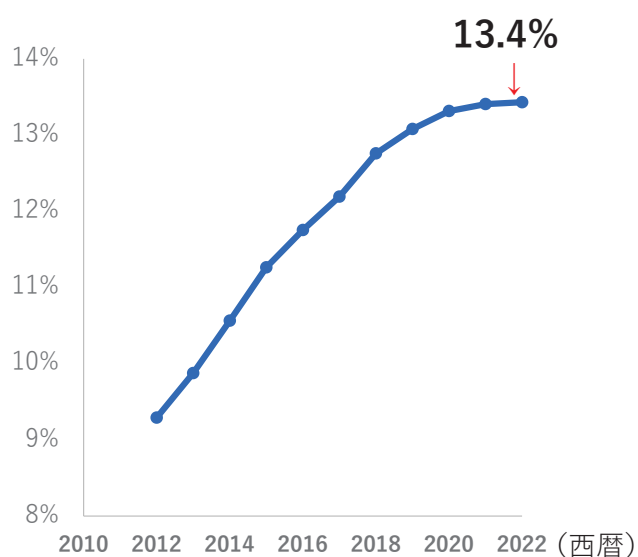
白根 雅子

日本眼科医会 眼科検診制度推進委員会/しらね眼科

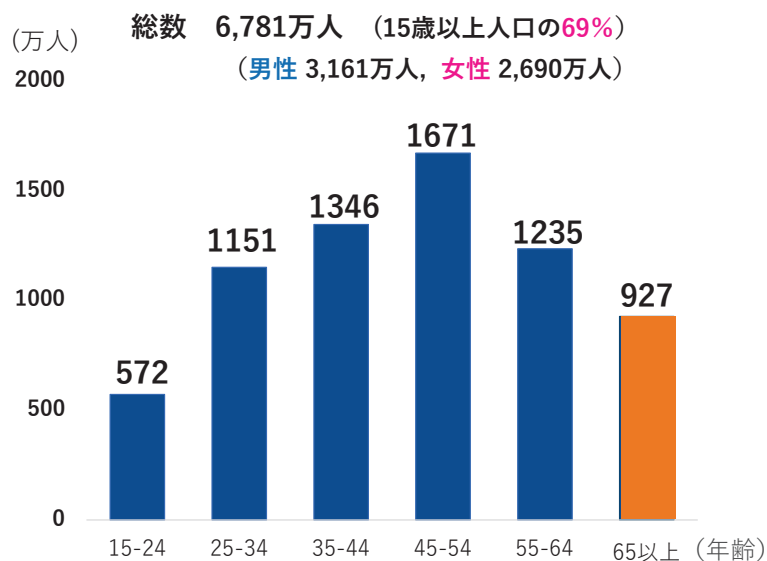


なぜ今、働く人の「目」なのか

65歳以上の労働力人口比



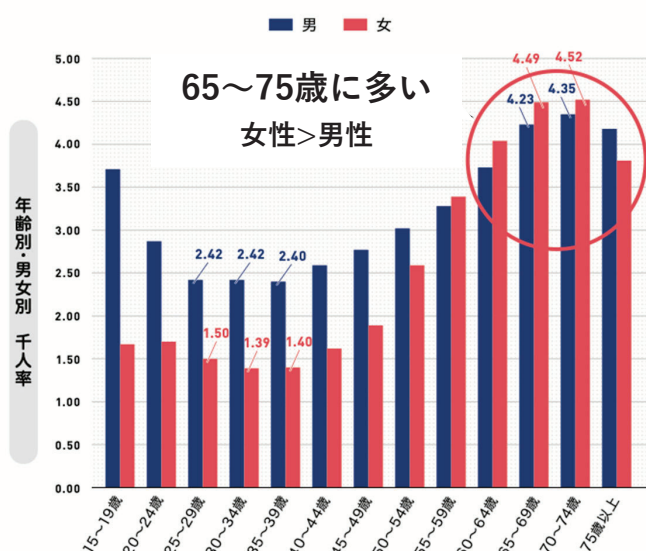
年代別労働者数



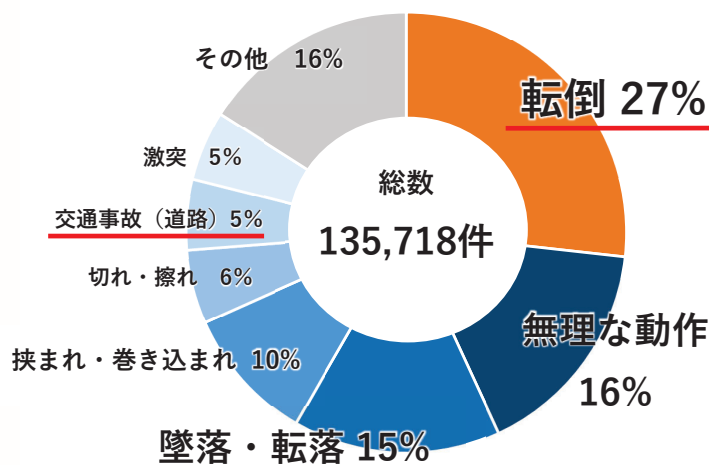
データ出所：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」2012-2022年。

なぜ今、働く人の「目」なのか

年代別 労災発生率



事故の型別死傷災害発生状況



下線は視機能の関与が推測される事故

データ出所：左) 労働者死傷病報告 (令和3年) 労働職調査 (基本集計年次・2021年) 右) 厚生労働省「令和6年労働災害発生状況について」 (労働基準局安全衛生部安全課)

働く人たちの安全と健康を守る法律の変遷

1911年：「工場法」

工場労働者を保護する法律
年少者の就業制限、年少者・女子の労働時間制限

1947年：「労働基準法」

第5章に安全及び衛生に関する規定

労働者を搾取から保護し、人権を尊重した必要な最低限の労働条件を定めた
→高度成長期に年間30万人以上の死傷者発生

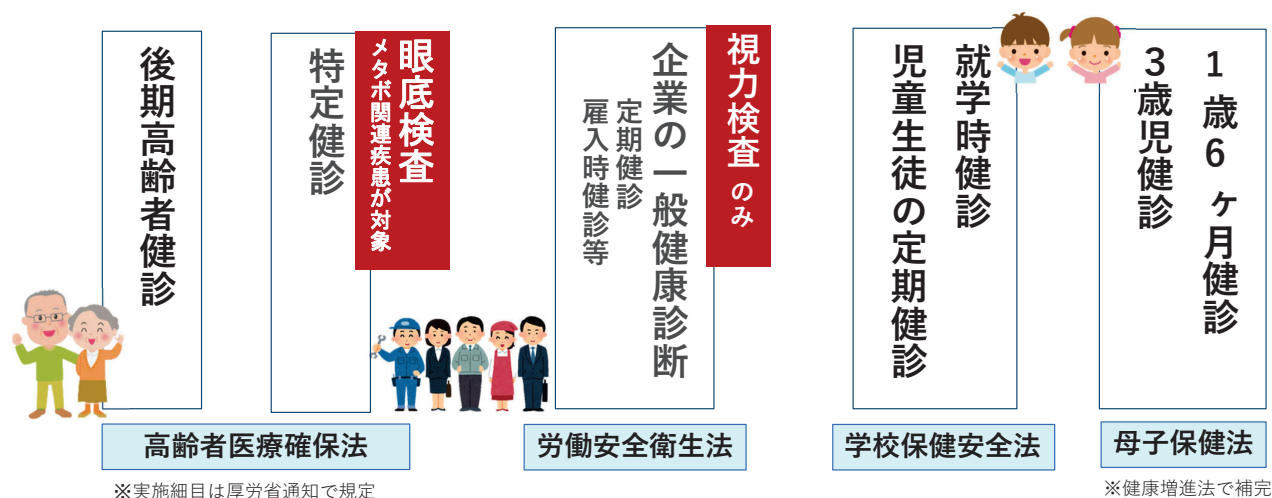
1972年：「労働安全衛生法」

視力検査が入った

1990年代以降は、長時間労働による「過労死」、メンタルヘルス対策など、
新たな労働環境の課題に対応するための法改正が、継続的に行われている。



眼底検査は法定項目に位置付けられていない



眼疾患の発見を目的とした法定の眼底検査導入を

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目（第43条、第44条）

一般健康診断項目に検査を追加する際の判断基準

無症候性	対象となる健康事象が原則として無症状である
業務起因性・増悪性	業務に起因または業務により増悪する可能性がある
事後措置	就業上の措置が実施可能であり、過度な不利益を生じない
検査設計	目的・対象・方法・頻度が明確である
精度・有効性	検査の精度および基準値が妥当である
実施可能性	巡回健診を含め全労働者に実施可能である
費用	事業者が許容可能なコストである
情報取扱	事業者が把握する健康情報として適切である

費用負担→企業
罰則付き

令和6年6月21日 第4回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 資料1「論点案」から引用

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目（第43条，第44条）

基本的診察	問診	既往歴・業務歴の調査
測定	自覚症状 身体計測 視機能	自覚症状および他覚症状の有無 身長、体重、腹囲 視力検査
	聴覚	聴力検査（1000Hz、4000Hz）
循環器系	血圧・心機能	血圧測定・心電図検査
呼吸器系	胸部検査	胸部エックス線検査
血液検査	貧血 肝機能 脂質 糖代謝	赤血球数、血色素量 AST、ALT、 γ -GTP LDL・HDLコレステロール、中性脂肪 血糖
尿検査 その他	尿検査 医師判断	尿中の糖、尿中の蛋白 医師が必要と認める検査

業務起因
増悪

2024年4月～2026年1月 国の検討会開催



ひとくち、あそび、くらしのなかから

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ
▶ お問い合わせ
▶ よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別に探す
報道・広報
政策について
厚生労働省について
統計情報・白書
所管の法令

[ホーム](#)
[政策について](#)
[審議会・研究会等](#)
[労働基準局が実施する検診会等](#)
 > 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検診会

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
－	2026年1月19日 (令和8年1月19日)	「女性特有の健康課題に関する問診に係る検診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」	－	マニュアル	－
－	2025年12月24日 (令和7年12月24日)	労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検診会 報告書	－	報告書	－
第11回	2025年12月17日 (令和7年12月17日)	(1) とりまとめについて (2) その他	議事録	資料	開催案内
第10回	2025年11月21日 (令和7年11月21日)	(1) 労働者の健康確保に必要な健診項目について (2) その他	議事録	資料	開催案内
第9回	2025年11月19日 (令和7年11月19日)	(1) 労働者の健康確保に必要な健診項目について (2) その他	議事録	資料	開催案内

検診会取りまとめ

眼底検査提案

第9回検討会にて眼底検査の有用性を提言

[illegible]

NDSDQ#SKWKDCPRCRJTW#WVRFDWRO#

眼底写真でAIが推定・識別できる内容とその精度

【身体情報】

年齢 ★★★★★

性別 ★★★★★

血圧 ★★★★★血糖値 ★★★★★BMI ★★★★★腹囲 ★★★★★

【疾患情報】

心血管疾患

慢性腎臓病

早期アルツハイマー軽度認知障害

【生活習慣】

喫煙歴 ★★★

※ ★の数：識別・予測の正確さを示す目安。5段階評価で、★が多いほど正確性が高い。

2025.11.19 厚生労働省 「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」提出予定スライド

2026年7月 厚生労働省通知

「一般健康診断の機会を活用して眼底検査の実施を推奨する」

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイ

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場

職場における労働衛生対策

健康管理対策

団体経由産業保健活動推進助成金について

＜団体経由産業保健活動推進助成金に関する重要なお知らせ＞
令和8年度「団体経由産業保健活動推進助成金」は、令和8年7月10日（金）に、交付申請の受け付けを終了いたしました。
詳細は、労働者健康安全機構HPをご覧ください。
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>
（参考）PDF 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内（リーフレット） [567KB] ②
（令和8年6月）

産業医について

PDF 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について [PDF形式：294KB] [291KB] ②

健康診断について

- PDF 労働者に対する眼科受診勧奨について（協力依頼）（基安労発0713第3号） [345KB] ②
- PDF 別添1 眼底検査推進リーフレット [2.1MB] ②
- PDF 別添2 二次検診推進リーフレット [2.3MB] ②
- PDF 「定期健康診断等及び特定健康診断等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について（基発0428第14号保発0428第8号） [614KB] ②
 - ※ W 別添1（一般健康診断問診票） [37KB] ②
 - ※ W 別添2（健康診断委託契約書） [32KB] ②
 - ※ W 別添3（情報提供依頼書） [23KB] ②
- PDF （参考）定期健康診断等及び特定健康診断等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について（改正後全文） [967KB] ②
- PDF 健康診断を実施しましょう（リーフレット） [PDF形式：198KB] [183KB] ②
- PDF 定期健康診断等における診断項目の取扱い等について（基発0804第4号） [PDF形式：201KB] ②

通知

全ての企業（事業所）
眼底に異常があった全ての従業員

企業へ

**“見えている今”を守ることは
“会社の未来”を守ること**

**企業健診に
眼底検査という選択を！**

目の病気を放置した職場で懸念される労災などの例

転倒と視覚障害の関連性	10,000km運転当たりの交通事故件数	最大歩行速度 (文字/分)
正常 1.0	正常 0.1	正常 363.0
白内障 1.6	初期 0.3	初期 329.9
緑内障 1.3	中期 0.8	中期 329.9
緑内障 4.2	後期 2.1	後期 329.9

目と視覚障害の関連性
Lamoureux EL, et al. Invest Ophthalmol Vis Sci. 2008

10,000km運転当たりの交通事故件数
Cao T, et al. J Ophthalmol. 2019

最大歩行速度 (文字/分)
Ishii M, et al. Jpn Ophthalmol. 2019

目の病気の早期発見・早期治療は、
従業員一人ひとりの生産性向上、労災リスクの軽減につながります

従業員の目も、会社の未来も守る具体策

- 健康診断に「眼底検査」をプラス**
年1回の眼底検査を加え、健診後の事後指導まで確実に実施しましょう。
- 見落としを防ぐ環境づくりを**
職場の4S(整理、整頓、清潔、清掃)や作業場所の照度を見直して、目の状態にかかわらず、安全に快適に働ける環境を。
- 「アイフレイル」チェックの活用**
加齢による目の機能低下のサインを従業員が自ら気づくツールがあります。

はたらく人の目を守る眼科検診ハンドブック

「見えにくくなる」原因の8割が眼底の病気です

視力検査だけでは発見できません

年1回の健康診断に眼底検査を

眼底とは目の奥の部分で、さまざまな病気を発見できる場所です。眼底検査では1枚の写真で、網膜・血管・視神経の状態がすべてわかります。検査後速やかに業務復帰できます。

見落としを防ぎ、安全で快適に働ける環境づくりを

「下方視野障害」の程度と転倒リスク

段差や水たまり、障害物を見落とさないように、職場を見直していきましょう。

正常 中等症 重症

水たまりがよく見える 一部欠損があるがほとんど気づかない カードに損傷が向くと水たまりは見えない

足元の危険に気づきにくくなるのが、転倒の一因です。

アイフレイル(加齢による目の機能低下)の自己チェックも有効です

2つ以上該当したら眼科医への相談をお勧めしています。目の病気のサインを見逃さないでください。

- 目が疲れやすくなった
- 夕方に目やまがでやすくなった
- 新聞や本を長時間読むことがなくなった
- 読書の時に「フー」を汚すことが増えた
- 読書をかけもよく見えなくなり、感じるようになった
- まぶしさに気づくようになった
- はつきり見えない目に、まぶしさを覚えるようになった
- まっすぐの線が湾曲して見えることがある
- 段差や階段で危ないと感じることがある
- 信号や道路標識を見落とし、そうになったことがある

アイフレイル
目の健康寿命をのばそう

緑内障・白内障・黄斑変性・ドライマなどの検査結果、アイフレイルチェックリストなどを紹介しています

公益社団法人 日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

異常を指摘された
従業員へ

視力検査・眼底検査で「要精密検査」となった方へ

心配しすぎないで
でも、後回しにしないで

精密検査で「見える生活」を更新しましょう！

「要精密検査=悪い病気?」と心配しすぎたり、「画像の写り具合のせいだろう」と後回しにしたりせず、「見える生活」を続けるための大切なステップを考えて、「リスクを知る」という前向きな気持ちで眼科を受診しましょう。

なぜ、「精密検査」が必要なの?

「見えにくくなる」原因の8割は眼底の病気です

視覚障害の原因、第1位は「緑内障」

緑内障になると読む速度が低下し、転倒は4倍に、交通事故は2倍に増えるというデータもあり、早期発見が重要です。

自覚症状がないまま、静かに進行します

見えなくなってからでは元に戻せないため、症状が出る前の早期発見が極めて重要です。

今すぐできる! 受診への2ステップ

STEP 1 健診結果を3ヶ月以内に近くの眼科に用いる

STEP 2 検査は外来で完了、その日のうちに業務などに戻れます

※数値が必要な場合は、連絡はできません。

公益社団法人 日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

「精密検査」でどんなことをするの?

負担の少ない主な検査項目

視力検査 眼圧検査 眼底検査

視野検査 OCT検査 (眼科版のCT検査)

点眼で網膜と視神経を詳細に確認

一時的に瞳孔を広げる点眼を行い、目の奥にある網膜や視神経を、詳しく観察します。
※数値が必要な場合は、連絡はできません。

専門医による診察

生活に合わせた網膜の相談もできます。

眼底検査の結果と他のデータをあわせて、専門医がしっかり診断・診断します。

検査結果と次のステップ

異常がなかった場合 経過観察が必要な場合 治療が必要な場合

異常がなければ、安心につながります

早期発見なら、治療不要や経過観察で済むことも多い

早期に適切な治療を行うことで、目の健康を守ることができます

あなたの「見える」を守るために。
放置すると手遅れになるリスクもあります。まずは一度確認しましょう。



節目健診

検査の内容	対象者	自己負担額
<u>一般健診に尿の詳しい検査や腹部超音波検査、眼底検査等を加えた、より詳細な健診です。</u> - 尿沈渣顕微鏡検査 - 血液学的検査 - 生化学的検査 <u>眼底検査</u> - 肺機能検査 - 腹部超音波検査	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方	最高8,280円

**THP(total health promotion plan) 指針の
さらなる見直しが検討され、報告書発出
2026.8.21**



[▼ 本文へ](#) [▶ お問い合わせ窓口](#) [▶ よくある御質問](#)

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令

[ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [労働基準局が実施する検討会等](#) > [事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会](#)
 健康保持増進の在り方に関する検討会」の報告書を公表します

企業の上に大きな負担を
求めず
従業員の健康を守る

令和8年8月21日（金）

照会先

労働基準局安全衛生部労働衛生課
産業保健支援室長 樋口 政純
産業保健支援室長補佐 藤井 健人

(代表電話)03(5253)1111(内線5492)
(直通電話)03(3502)6755

「事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会」の報告書を公表します

令和8年8月21日（金）

2026年、国の健康保持増進施策に「眼科疾患」が明記された

THP（Total Health Promotion Plan）— 一次予防に加え「二次予防」を推進

※二次予防：疾患の早期発見・早期治療開始

眼科疾患等に係る
検査等



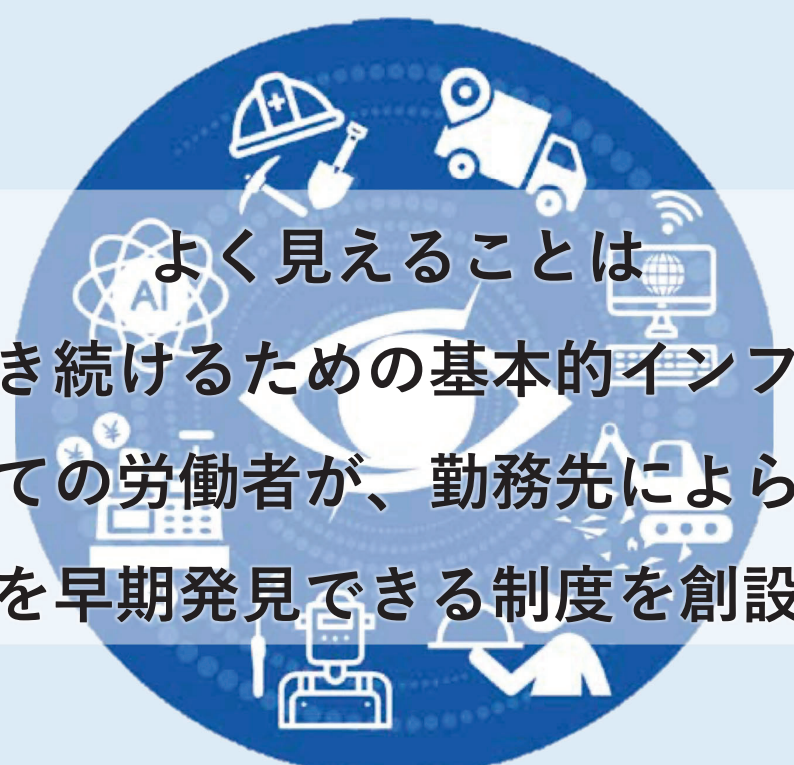
結果に基づく
専門医への受診勧奨

職場における健康診断等の機会を活用し、疾病の早期発見・早期治療につなげる

次の課題：この方針を「すべての労働者に届く仕組み」へ

出典：厚生労働省「事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会 報告書」

2026年8月21日／THP指針改正案 p.19



よく見えることは
働き続けるための基本的インフラ
全ての労働者が、勤務先によらず
眼疾患を早期発見できる制度を創設したい